

仕 様 書

- 1 件名
北海道防衛局（５）モバイルWiFiルーター借上
- 2 総則
この仕様書は、米海兵隊が使用する北海道防衛局（５）モバイルWiFiルーター借上について適用する。
- 3 納入
 - (1) 納入場所
北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 2階 北海道防衛局 業務課
 - (2) 納入日時
詳細は別途指示する。
 - (3) 納入方法
納入場所へ持参もしくは郵送等で納入のこと。
- 4 仕様
 - (1) 借上期間及び台数
借上期間 令和6年1月～3月（予定）の間で30日程度
台 数 20台
 - (2) 借上内容
品 目 モバイルデータ通信端末、ACアダプター、マニュアル
規 格 Windows10対応、同時接続可能数5台以上
データ通信容量無制限プラン ※一日のデータ使用制限がないこと。
参考商品 Softbank 809SH・A201NE
Docomo WiFi Station SH-52A・WiFi Station SH-54C
※釧路総合振興局及び根室振興局管内で安定的に使用できるものとする。
※商品は参考商品若しくはこれらと同等の性能を持つ国産品であること。
- 5 施行確認
 - (1) 施行確認は、本仕様書に基づき局担当職員が行うものとする。
 - (2) 局担当職員は、受注者の立ち会いのもと、施行確認を行うものとする。
 - (3) 受注者の都合により、受注者が施行確認の立ち会いが困難な場合は、受注者は施行確認に立ち会わないことができるが、この場合、受注者は施行確認の実施及び結果に対し異議を申し立てることはできないものとする。
- 6 その他
 - (1) 消費税は免税となる。
 - (2) 言語表記を英語に設定の上、納入すること。
 - (3) 郵送等による納品・返却に送料が発生する場合は、別途送料を見積書に記載することとし、借上機器の納品時に伴わせて返却用伝票を同封すること。
また、郵送等による納品・返却の場合、郵送等期間は借上期間に含まないものとする。
 - (4) 受注者は、契約により生じる権利又は義務を第三者へ譲渡しないこと。
 - (5) 借上期間中、発注者の責めによらず借上機器に問題が生じた場合には、受注者の責任においてこれを修理・交換すること。
 - (6) 借上期間について変更が生じた場合は、担当者と協議すること。
 - (7) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
 - (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。